長与町農業委員会会議録

令和３年１２月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和３年１２月農業委員会総会

１．日時　　令和３年１２月２４日（金）　　９時３０分から１０時３０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１１名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀　　６番　岡﨑　道子

７番　原口　司　　８番　山本　忠典　　９番　益冨　雅彦

１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子　　１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（１名）

３番　原田　成信

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　４番　山口　健士

５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利　　７番　坂本　謙二

８番　坂本　秀哉

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

３番　田中　光夫

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第２号議案　非農地判断について

第４　　第１号報告　農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について

第５　　第２号報告　農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用届出について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、おはようございます。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中、山本委員が少し遅れるとのことで、現時点で１０人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は、７人の出席でございます。

なお、本日の欠席者は、原田成信委員と、田中光夫農地利用最適化推進委員のお二人です。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　皆さんおはようございます。前回、総会の後に視察研修を行いましたけれどもいかがでしたでしょうか。私もあそこを見て本当に佐世保のみかんが日本一になるまでの歴史を見ると、そう簡単にできるものではない。やはり１年１年の積み上げがここ２０年３０年で非常に高いミカン、日本一のミカンを出しているみたいで、キロ５００円からキロ１,０００円ぐらいで今１番高いものを売っていますね。これを見ますと、長与のミカンがいかにこの３０年間に遅れていったかということをつくづく考えるわけですけれども。これからあそこで学んだことで私一つあるんですけども、やはり農家が人任せにしない、農家の部会が、生産から販売まで全部タッチをしたということがああいう結果を生んだのではないかと。我々は行政と農業委員会、それからＪＡというのは一体でやるということは基本ですけれども、やはり農家がいかに本気でそういうことに取り組んでいくかということが非常に大事ではないかと。そういう意味で、長与町農業委員会も何らかの形でそういう協力ができればというふうに思っているところでございます。これが１、２年で好転するわけではないですけれども、そういうきっかけを皆さん方とぜひ臨んでいきたいと思います。それから日曜日は大雪が降るという予報があります。特に普通ミカンを皆さん採られると思うんですけども、中晩柑が雪の被害を受けるのではないかという心配をしております。農業被害がないように、事前に皆さん方もお忙しいでしょうけども収穫等に励んでいただければと思っております。以上です。

議　長　それでは、令和３年１２月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名いたします。４番　崎山光子委員、５番　永田好紀委員を指名いたします。

日程第２、本日は、第１号議案　農用地利用集積計画が３件、第２号議案　非農地判断についてが出されております。報告事項は、農地転用専決処分報告が２件です。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。

第１号議案　農用地利用集積計画について、１件目と２件目は関連がありますので、まとめて説明いたします。事務局お願いします。

事務局　それでは第１号議案　農用地利用集積計画についてご説明します。第１号議案の１ページから２ページについては、説明を省略させていただきます。議案書の３ページをお開きください。

１件目です。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町本川内郷（地番）、現況地目は田の、１，５０６㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和４年１月１日から令和４年１０月３１日までの１０か月間です。年間の借賃は、１０アールあたり〇〇円で、面積で計算すると〇〇円です。毎年年末に自宅へ納入します。平成２４年から借り入れており、今回２回目の更新となります。なお、期間が１０か月と短いですが、これは、この両者間で利用集積の賃貸借を行っている農地が別に２筆ございまして、その２筆と期間をあわせたいということで、２筆の貸借終期の令和４年１０月３１日までの１０か月になっております。

土地の所在ですが、５ページをお開きください。図面下側に、本川内郷の〇〇バス停がございますが、そこから道下に入り、〇〇橋を通過して右手に入った、赤色で表示してある場所が、申請地の本川内郷（地番）でございます。

次に、２件目も借主が同じですので続けて説明します。６ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番）、地目は田の、８９４㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和４年１月１日から令和８年１２月３１日までの５年間です。年間の借賃は、〇〇円で、毎年年末に自宅へ納入します。平成２４年から借り入れており、今回２回目の更新となります。

８ページをお願いします。土地の所在を申し上げます。図面の中央左手に、三根郷の（店舗名）に丸をしていますが、そこから少し進んだ、道路沿いの赤色で表示してある場所が、申請地　三根郷（地番）です。

以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

まず、１件目について、本川内地区の永冨義徳　推進委員。

推進委員１　番　報告させていただきます。１５日の日に水谷会長、事務局長、森さん、益冨さん、私と５人で現地を見させていただきました。ここは圃場整備で立派な田でございまして、（借主）も機械一式ですね、トラクター、コンバイン、田植機、揃えておられまして何も問題はないと思います。（貸主）と（借主）は親戚でもあられまして、そういう関係で委託をされたと思います。（貸主）は高齢で、（借主）も〇〇歳ぐらいになられる方でございます。

これにつきましては何ら問題ないと思っております。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
９番　益冨雅彦　農業委員。

９　番　　今、永冨委員さんからご説明をいただきましたとおりで、私からは別段説明することはございませんが、中にありましたように圃場整備の地区内でもあると。それから、継続での耕作をずっと続けてらっしゃるということで問題ないと思います。

議　長　　続いて、２件目の三根地区についてお願いします。
１０番　柳原厚志　農業委員。

１０番　　私の方から、三根地区の（借主）が借りられている土地について説明したいと思います。日にちは１２月１５日、水谷会長と福本事務局長、森係長、それから私柳原で現地確認をしました。ここは県道の側で、きちんと圃場整備をされて耕作をしやすいような形になっていますので、きちんと整備された状態でありますので別に問題ないと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。まず１件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、２件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、３件目について、審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第３１条の、議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、〇〇委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

（〇〇委員　退席後）

議　長　事務局より説明をお願いします。

事務局　３件目です。９ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）。利用権を設定する土地は２筆で、長与町岡郷（地番）と（地番）です。地目は２筆とも畑で、面積は２９１㎡と２７４㎡の合計５６５㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は果樹です。期間は、令和４年１月１日から令和６年１２月３１日までの３年間です。年間の借賃は、２筆で〇〇円で、毎年年末に自宅へ納入します。平成２８年から借り入れており、今回２回目の更新となります。

ここで、本日配布しております、資料№１の利用権の設定に関する同意書をご覧ください。この農地は未相続農地ですが、利用権の設定を行うにあたり、記載のとおり相続権者の同意を得ております。なお、被相続人は、下段に表示してある（氏名）さんです。

議案書の１１ページにお戻りください。土地の所在ですが、上段の地図で左側に（施設名）、それから〇〇公園に丸をしておりますが、岡郷の（地区名）から構造改善道路に入り、１キロちょっとのぼった赤と青で表示してある場所が、申請地の２筆です。

以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本秀哉　推進委員。

推進委員
８　番

日時は１２月１５日の２時より、立会人は水谷会長、福本局長、森係長、私坂本で確認いたしました。別段見回って何も問題がないということで皆さんで協議いたしました。以上です。

議　長

ここは３年間の借用になっていますけれども、先もずっと本人は借りていきたいという形で協議がなされておりますので、何ら問題ないというふうに思っております。以上です。

議　長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

【挙手を確認　議長に報告】

議　長

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
退席されている、〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

（〇〇委員　着席後）

議　長

〇〇委員に申し上げます。申請があった、農用地利用集積計画につきましては、許可することに決定されたことを報告いたします。
続いて、第２号議案　非農地判断について、に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第２号議案　非農地判断について説明します。本日配布しました、Ａ３の差し

替え分をご覧ください。

令和３年１２月実施非農地通知対象者一覧ということで、１１月総会でも議案としてあげさせていただきましたが、その追加分になります。農地利用状況調査でＢ判定、荒廃が進んでいて、再生利用が困難とみられる荒廃農地と判定された農地について、非農地にして差し支えないと判断したものを、候補地としてあげております。この候補地につきまして、非農地にすることが妥当かどうかを、ご審議ご判断をいただきたいと思います。

なお、この候補地につきましては、事前に各所有者様へお手紙をさしあげ、非農地にすることの意向確認をしております。その意向確認の結果、候補地からはずす農地が出ましたので、本日、議案の差し替えを配布しております。はずした農地について、簡単に説明いたします。

事務局　お手元に議案書、令和３年１２月非農地通知対象一覧ということでありますけれども、上から追って簡単に説明させていただきます。番号で３番、本川内郷（地番）、登記名義人が（氏名）さん。その方については、引続き農地として使いたいという申し出がございました。その下６番、平木場郷（地番）、登記名義人が（氏名）さん。この方についても農地として引続き使いたいということで、今現状は山林なんですけれども行く行くはまた農地として使うということでご意向があられました。そして下９番、吉無田郷（地番）、（氏名）さん。この方につきましては連絡を差し上げたんですけれども、手紙が返送されてきて意思が確認出来ませんでしたので、対象から外させていただきます。その下２１番、２２番、２４番。登記名義人が（氏名）さんの分につきましては、引続き農地として使いたいというご意向がありました。申し出の中で榊とか柴をとっていらっしゃるということでお話を伺っております。続きまして、３０から３４番まで。３０番が嬉里郷（地番）、３１番が嬉里郷（地番）、３２番、嬉里郷（地番）、３３番、嬉里郷（地番）、３４番、嬉里郷（地番）。この５筆につきましては、登記名義人の（氏名）さんから申し出がございまして、そのままにしておいてほしいということのご意向がございました。それでトータルとして２３件、筆数が２７筆、合計で２２，２０９㎡ということになりました。１２月の非農地の対象地につきましては、農用地、農振白地及び農振区域外にある農地を対象としております。以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので説明をお願いします。まずは、本川内地区からお願いします。

永冨　義徳推進委員。

推進委員１　番　報告をいたします。水谷会長、事務局長、森さん、原口さん、私で現地確認をしたのですが、この場所は農地になるような場所ではありませんでした。ですからもうこの通り間違いないと思いますので報告を終わります。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
　７番　原口　司農業委員。

７　番　　番号１番２番は永冨さんが言う通りです。問題ありません。

議　長　　続いて、平木場地区について報告をお願いします。
　尾﨑　明光推進委員。

推進委員
２　番　　１２月１５日９時１５分から現地を確認いたしました。この２筆につきましては、竹が侵食しておりまして細い竹ですけれども竹が密植していて、急傾斜地でもありますし農地には簡単に戻らないという判断ができると思いますので、非農地で問題ないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、５番　永田　好紀農業委員、お願いします。

５　番　　今、尾﨑さんから述べられたように、現地確認して確認した４番５番の場所の現状といえば、竹が生い茂って畑にはもうならないのではないかと思います。そして、６番を非農地から消したわけなんですけれども、〇〇さんが相続をされたそうです。相続された後、荒農地を掃除とか柴刈りをしたりしていたわけなんですけれど、〇〇歳を超えてから今の仕事を辞めて、ここを自分が管理するんだという報告があったそうです。後々農地を利用するということで、６番は非農地から外してもらいました。報告を終わります。

議　長　　続いて、吉無田地区について、報告をお願いします。
　１０番　柳原厚志　農業委員。

１０番　　１２月１５日、非農地判断を水谷会長、福本局長、森係長、柳原の合計４名で行いました。最初の吉無田の（氏名）さんの土地なんですが、山林化になってしまっているんですよね。ちょうど〇〇公園と（施設名）の間になって物凄く急傾斜地になっていますので、何十年もそのままの状態で耕作されていませんので、山林化していますので、非農地としての判定はあると思っております。それから、（氏名）さんの土地については雑種地になっていますがちょうど上が開発地区になっていまして、下が防災工事が行われておりまして、その下にある土地で１８㎡です。ちょっと狭いところでありますので農地除外とされ

ています。それから１０番、ここは〇〇団地のちょっと上のほうで、タクシー会社の車庫のずっと上の方の位置になりますけど、今現状は山林化になってしまって傾斜地になっているんですよね。それで農地に戻すのは無理じゃないかと判断いたしました。非農地にするのは問題ないと思います。以上です。

議　長　　次に、高田地区について、報告をお願いします。
山口　健二推進委員。

推進委員４　番　　高田地区につきまして、記載されております１１番から１７番まで、確認記載者の皆さん合わせて６名で各地区を確認させていただきました。１１番から１７番まで、２、３０年ぐらいは人が立ち入った形跡がない本当の原野化した中で、山林としてしか通用しないような状況でございました。皆さん同意の上で、非常に農地としては難しいし、原野化されているような状況で皆さん一致して確認させていただきました。以上です。

議　長　　続きまして、６番　岡﨑　道子農業委員、お願いします。

６　番　　下高田、東高田、西高田、百合野、道ノ尾と全部回りましたが、山口さんのおっしゃるとおり何も問題はないと思います。

議　長　　次に、丸田地区について、報告をお願いします。
増田　博光推進委員。

推進委員５　番　　１２月１５日に私と水谷会長、福本事務局長、森係長、崎山委員と原田委員、６名で現地を確認しました。１８番、１９番、２０番、先ほどお話があったように２１番と２２番と２４番もずっと見たのですが、畑が荒れていてどうしようもないような状態でございました。地主の方も年をとっていてもうどうしようもないような感じだと思います。以上です。

議　長　　続きまして、１２番　原田　正利　農業委員、お願いします。

１２番　　増田さんがおっしゃったとおり確認をいたしました。ほぼ全部の地域が皆さんで確認したとおり山林化していたのですが、今回、ご本人さんからまだ柴を取りに行ったりしてい

るということで、（氏名）さんの分の３件は外す。山林ではないという申請があったということで報告を受けました。残りの地域については全員で確認したとおりの山林でございました。以上です。

議　長　　続きまして、４番　崎山　光子　農業委員、お願いします。

４　番　　毎回の農地パトロールで一番頭の痛い場所なのですが、先だって回ったときも足の踏み場もないくらい荒れておりますし、非農地だというふうに思いましたが、本人さんが、頑張っております、ということを言われるのでしたら、それはやっぱりその地主さんの言うのが通るのではないかなと思って。私も今後どのようにまたパトロールをして、どのような評価をしたらいいかというふうに今悩んでおりますけど、そのときはまた事務局と相談をさせていただきたいと思います。以上です。

議　長　　次に、嬉里地区について、報告をお願いします。
　坂口　勝利推進委員。

推進委員
６　番　　１５日の日に現地確認に参りました。福本局長、水谷会長、森係長、山本委員、私の５人で確認に参りました。最初の２６番ですが、ほとんど森林になっておりました。それから２７と２８番、これはもう山林になっております。それから２９番もほとんど山林化ということで見てまいりました。以上です。

議　長　　続きまして、８番　山本　忠典農業委員、お願いします。

８　番　　２６から２９までですけど、今坂口さんが言われたとおりで問題ありません。３０から３４までも回っている間ではほとんど竹林になってはいるのですが、本人のそういう非農地ということはまだ今回取下げてほしいということだったので、それを除いては２６から２９までは非農地で問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　長　　続いて、斎藤地区について、報告をお願いします。
　坂本　謙二推進委員。

推進委員
７　番

１２月１５日午後から水谷会長、福本局長、森係長、渡邉委員、坂本、計５名で現地確認をいたしました。ここは毎年農地パトロールでもＢ扱いの山林ということで、現状も山林になっております。（所有者）も耕作放棄をずっとしていらっしゃるし、尚且つその土地を借りようという方もおりませんので、非農地の対象としていいのではないかと思います。以上です。

議　長

続きまして、２番　渡邊　章三農業委員、お願いします。

２　番

３５から３７は坂本推進委員の言われたとおりです。別に何もありません。ただこの場所が時津町とのちょうど境になっているんですよね。そこも何十年も多分入っていない。私たちも判定ではＢよりも先でＣかＤになるのではないかというふうに思ったところでございます。以上です。

議　長

次に、岡地区について、報告をお願いします。
坂本　秀哉推進委員。

推進委員
８　番

これも１５日にさっき述べた人員で回りました。（地区名）は、非常に急傾斜で、今見たら田んぼと書いてあって、よく田んぼを作っていたなと思って。今はもうミカンもするのはきついのではないかと。それで長く荒れていると思いました。今から耕作するのは難しいのではないかと皆さんと見てまわって判断をいたしました。以上です。

議　長

続きまして、１１番　山口　多美子農業委員、お願いします。

１１番

１２月２１日１１時３０分より、森係長と私で現地確認をしました。現地は山林化されていて非農地として問題ないと思います。以上です。

議　長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

お諮りいたします。№１、２、４、５、７、８、１０、１１、１２、１３、１４、１５、１６、１７、１８、１９、２０、２３、２５、２６、２７、２８、２９、３５、３６、３７、３８について、説明のとおり、非農地として判断することに、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、非農地と判断することに決定いたします。

これからは、報告事項に移ります。

農地転用専決処分の報告について、１件目、２件目続けて事務局お願いします。

事務局　　それでは、報告いたします。まず、令和３年１２月総括表については、説明を省略いたしますので、各自ご確認ください。

報告事項の１ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出です。市街化農地の農地転用にかかる届出となります。

１.当事者の氏名・住所・職業。届出者は、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）。職業は、法人役員です。２.土地の所在等は、吉無田郷（地番）、面積３.１２㎡。地目は、登記簿は畑、現況は雑種地です。３.転用計画。転用の目的は、駐車場です。他の併用地と一体的に整備されます。４.申請日、令和３年１１月３０日、５.専決処分の日、令和３年１２月７日。

土地の所在地を説明します。３ページをお開きください。吉無田郷の（店舗名）の先から下に下った川沿いの場所が、届出地、吉無田郷（地番）です。

続いて、２件目です。報告事項の５ページをお開きください。

農地転用専決処分の報告書、農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用の届出です。２００㎡未満の農業用倉庫にかかる届出となります。

１.当事者の氏名・住所・職業。届出者は、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。職業は農業です。２.土地の所在等は、斎藤郷（地番）、面積８４㎡、倉庫部分は２８.９８㎡です。地目は、登記簿は畑、現況は、雑種地です。３.転用計画。転用の目的は、農業用倉庫で、隣接する併用地とまたがった形の倉庫となっております。４.申請日、令和３年１１月２４日、５.専決処分の日、令和３年１２月２１日。

土地の所在地を説明します。６ページをお開きください。斎藤郷の〇〇公園から入った、申請地と表記してある場所が、届出地、斎藤郷（地番）です。

以上２件について、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和３年１２月２４日、長与町農業委員会　事務局長　福本　美也子。

以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。
原口委員。

７　番　　１ページの面積は幾らだったでしょうか。

事務局　　面積は３.１２㎡です。ほかにも併用地がございまして、農地の部分がこの面積だけという形になります。

議　長　　ほかにご意見・質問はありませんか。
なければ、次に、行事報告を、事務局お願いします。

【この後、令和３年１２月の行事報告が行われた】

議　長　　１月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　１月２６日（水）１５時３０分からいかがでしょうか。

【異議なし】

議　長　　以上をもちまして、長与町農業委員会１２月総会を閉会します。